○国土交通省告示第八百五十七号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十一条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

平成二十八年六月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3－616	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ－1500ＨⅢ（油圧ユニットＳＰＵ－360－ＫＳ）	三和機工㈱
3－617	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ－2000ＨⅢ（油圧ユニットＳＰＵ－360－Ｋ）	三和機工㈱
3－618	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ－2000ＨⅢ（油圧ユニットＳＰＵ－360－ＫＳ）	三和機工㈱
3－619	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ－2000ＨＧ（油圧ユニットＳＰＵ－360－ＫＳ）	三和機工㈱
3－620	全回転型オールケーシング掘削機	ＲＴ－320（油圧ユニットＲＴＰ－５Ａ）	日本車輌製造㈱
3－621	発動発電機	ｅＧ100ｉ－Ｄ	ヤンマー建機㈱
3－622	発動発電機	ＡＧ13Ｈ	ヤンマー建機㈱
3－623	発動発電機	ＡＧ25Ｈ	ヤンマー建機㈱
3－624	発動発電機	ＡＧ45Ｈ	ヤンマー建機㈱
3－625	発動発電機	ＤＧＭ80ＢＭＫ	㈱やまびこ

○国土交通省告示第八百五十八号

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第三条の九第三項の規定に基づき、公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示

（趣旨）

第一条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号。以下「規則」という。）第三条の九第三項に規定する公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項については、規則に定められるもののほか、この告示の定めるところによる。

（用語の定義）

第二条　この告示において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

（公募対象施設等の基準）

第三条　公募対象施設等の基準は、着床式の洋上風力発電施設にあつては、次に掲げるものとする。

一　発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）で定める基準に適合すること。

二　規則第三条の九第一項第一号の自然状況その他の条件は、次のイからリまでに定める方法により定めるものとする。

イ　波浪及び高潮の推算に用いる洋上における風については、気象の長期間の実測値又は推算値をもとに、風速、風向等を適切に設定するものとする。

ロ　潮位については、実測値又は推算値をもとに、天文潮及び気象潮、波浪による水位上昇並びに津波等による異常潮位を考慮して、統計的解析等により港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百九十五号）第一条第十三号に定める港湾管理用基準面からの水位を適切に設定するものとする。

ハ　当該洋上風力発電施設の安定性、構造部材の断面の破壊（疲労によるものを除く。）等の照査に用いる波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析等により再現期間に対応した波浪の波高、周期及び波向を適切に設定するものとする。

ニ　構造部材に関する疲労による断面の破壊の照査に用いる波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析により設計供用期間（当該洋上風力発電施設の設計にあたり、当該洋上風力発電施設の構造の安定を確保し続けるものとして設定される期間をいい、その設計にあたり、適切に定めるものとする。）中に高頻度で発生する波浪の波高、周期、波向等を適切に設定するものとする。

ホ　津波については、津波の記録又は数値解析をもとに、津波の高さ等を適切に設定するものとする。

ヘ　海水等の流動については、実測値又は推算値をもとに、流速及び流向を適切に設定するものとする。

ト　河口水理の影響については、実測値又は推算値をもとに、河川流を考慮して、適切な手法により評価するものとする。

チ　漂砂の影響については、実測値又は推算値をもとに、適切な手法により評価するものとする。

リ　地盤条件については、地質調査及び土質試験の結果をもとに、土の物理的性質、力学的特性を適切に設定するものとする。

三　海水又は風雨による腐食を防止する措置が講じられていること。

四　当該洋上風力発電施設の周辺の水域を航行する船舶から視認できるよう、当該洋上風力発電施設の一部を着色したものであること。

五　回転翼は当該洋上風力発電施設の周辺の水域を航行する船舶に接触しないように施設すること。

六　当該洋上風力発電施設の風下で発生する乱流が水域施設における船舶の航行に支障を及ぼすものでないこと。

七　当該洋上風力発電施設が倒壊した場合であつても、次のイからニまでに掲げる区域に影響を及ぼさない規模であること。

イ　開発保全航路の区域

ロ　緊急確保航路の区域

ハ　規則第三条の六第一号、第二号及び第四号から第六号までに定める区域

ニ　港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第一条第七号に定める耐震強化施設の区域及び当該耐震強化施設と一体となって機能を発揮する必要がある港湾施設の区域

（公募対象施設等の維持管理の方法の基準）

第四条　公募対象施設等の維持管理の方法の基準は、着床式の洋上風力発電施設にあっては、維持管理が当該洋上風力発電施設の構造又は設備に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行われるものであることとする。

附　則

この告示は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。